

第17回 定時株主総会 継続会開催ご通知



開催日時

2024年10月23日（水曜日）
午後4時（受付開始 午後3時30分）



開催場所

東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル地下1階
三田NNホール&スペース
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

- 第17回定時株主総会継続会開催ご通知
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス

証券コード：3538

(証券コード 3538)
2024年10月8日
(電子提供措置の開始日2024年10月2日)

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目13番15号
株式会社ウイルプラスホールディングス
代表取締役社長 成 瀬 隆 章

第17回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第17回定時株主総会継続会開催ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.willplus.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「ウイルプラスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3538」をご入力して検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、本継続会は、2024年9月26日開催の第17回定時株主総会の一部であるため、本継続会にご出席いただける株主様は第17回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月23日（水曜日）午後4時（受付開始 午後3時30分）
2. 場 所 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階
三田NNホール&スペース
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1.第17期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第17期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

第17回定時株主総会の継続会の開催経緯について

当社は、2024年8月26日付け適時開示「分配可能額を超えた自己株式取得に関する特別調査委員会の設置のおしらせ」にてお知らせいたしましたとおり、2024年6月期決算の監査の過程において、会計監査人からの指摘を受け、自己株式取得の時点で会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超えていたことが判明いたしました。当該事案の調査とそれに伴う決算手続、会計監査人による監査手続等につきまして相応の日数を要することが見込まれました。

これにより当社は、2024年9月26日開催の第17回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第17期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第17期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件」（以下併せて「本報告事項」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告することができませんでした。

そのため、本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会において本報告事項を報告させていただくとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことに関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認いただきました。

このたび、一連の決算手続が完了したことで、本継続会の開催ができる運びとなりましたので、ここに本継続会の開催をご案内させていただきます。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度（2023年7月1日～2024年6月30日）における我が国経済は、経済活動の正常化に向けて緩やかな回復基調で推移し、雇用情勢も改善の動きがみられるものの、ウクライナ・中東情勢の長期化や円安の進行、エネルギーや資材価格、配送コストの高止まりに起因する物価上昇による個人消費の停滞や消費行動の変化など、未だ先行き不透明な状況が続いております。

自動車業界におきましては、半導体不足や物流の混乱は落ち着き、新車供給が改善されたものの、当連結会計年度における国内の新車（乗用車）登録台数は2,516,772台（前期比101.4%）（注1）と微増にとどまり、外国メーカーの新車（乗用車）の登録台数は238,045台（前期比96.5%）（注2）と前期を下回りました。この結果、日本国内における輸入車販売シェアは9.4%（前期9.9%）と前期を下回り、また当社グループ取扱いブランドの日本国内における新車登録台数は96,677台（前期比95.3%）と前期を下回り、当社グループを取り巻く事業環境は未だ厳しい状況が続いております。

（注1）出典：日本自動車販売協会連合会HP 統計データ

（注2）出典：日本自動車輸入組合HP 統計情報輸入車登録台数

当社は2024年5月13日付で株式会社ENGを子会社化いたしました。同社のみなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

当連結会計年度の業績は次のとおりであります。

当社グループで新たに取扱いを開始した電気自動車に特化した「BYD」ブランドの最初の店舗として「BYD福岡西」を新規出店、また、前連結会計年度に事業譲受により当社グループとなった「MINI久留米」の営業活動が通年で行われ、さらに2023年12月に事業譲受した「VC福岡東」「VC大分」が2024年1月より営業を開始いたしました。

新車販売は、これまで不安定であった新車供給も安定化しつつあるものの、一部ブランドにおいては販売価格改定による受注活動への影響が見られたほか、モデル末期によるお客様の買い控

えが見られたこと等により、グループ全体の販売台数は前期比1.9%減少と前期を下回りました。その一方で、新車売上高は販売価格の上昇等により前期比3.9%増加の23,359百万円となりました。

中古車販売は、これまで乱高下していた中古車相場が沈静化したこと等により堅調に推移したことや、モデル末期を迎えた一部ブランドにおいて中古車販売に注力したこと等により、中古車売上高の全体に占める割合が増加し、中古車売上高は前期比9.1%増加の13,469百万円となりました。この結果、車輛売上高合計では前期を6.8%上回る40,786百万円となりました。

車輛整備や損害保険代理店事業については、店舗数の増加に加え、継続してお取引頂くお客様の増加等により堅調に推移し、車輛整備は6,359百万円(前期比17.0%増加)、保険手数料収入は359百万円(前期比13.0%増加)と、いずれも前期を1割以上上回りました。これらの結果、連結売上高は47,745百万円(前期比8.2%増加)となりました。

売上総利益につきましては、新車は販売価格の上昇に伴う原価率の上昇並びに販売台数の伸び悩みによる販売奨励金の減少、車輛整備事業では労務費等の製造原価の増加により売上原価率が上昇したものの、中古車相場の沈静化により中古車売上総利益率が改善し、売上総利益率は前期比0.1Pt上昇し19.6%となりました。売上総利益は売上高増加に伴い増加し、前期比8.6%増加の9,364百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、業容の拡大を見据えた先行投資を行ってきたことから、主に人件費、減価償却費、システム関連費用が増加し、前期比16.5%増加の7,869百万円となりました。事業譲受を含め店舗数増加に伴う人員数の増加や、マネジメント層人材の増強並びに人的資本経営方針に基づく従業員の待遇面での改善、ストックオプション付与、ESOP(社員株式報酬制度)導入などの施策を積極的に講じたことにより人件費が増加し、人材育成のための研修費用も増加いたしました。減価償却費は、事業譲受に伴う店舗設備等の固定資産の取得があったほか、デモカー等の車輛の償却により増加いたしました。車輛の償却費につきましては、車輛取得価格が上昇していること、また新車供給が正常化したことに伴い、各ブランド、各車種のデモカーの投入や入替が行われたことによるものであります。このほか、店舗数並びに人員数増加に伴い店舗運営・維持関連費用や出張、研修等の旅費交通費等の費用が増加したほか、事業譲受や株式取得等によるM&A案件に係る調査費用等も発生いたしました。

この結果、営業利益は1,494百万円(前期比20.0%減少)、保険解約返戻金の発生等により営業外収益が88百万円となったことにより、経常利益は1,559百万円(前期比19.8%減少)、事業譲受や株式取得による負ののれん発生益等の特別利益103百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は1,124百万円(前期比13.6%減少)となりました。

- ② 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ③ 設備投資の状況
グループ内の店舗のEV対応の充電設備設置等、店舗設備への投資が432百万円であります。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
当社の連結子会社であるウイルプラス帝欧オート株式会社が2023年12月28日付で株式会社ネクステージよりVOLVOのディーラー事業を譲り受けました。
- ⑤ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
2024年5月に株式会社ENGの発行済株式の51%を取得し、子会社化いたしました。

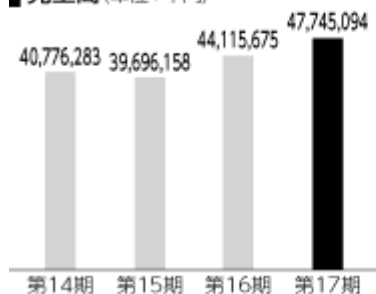
(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

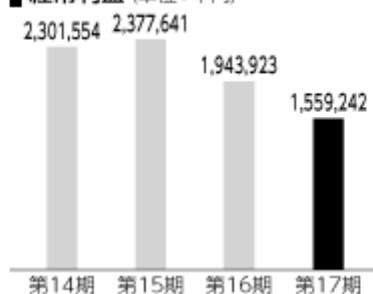
区 分	第14期 2021年6月期	第15期 2022年6月期	第16期 2023年6月期	第17期 (当連結会計年度) 2024年6月期
売上高 (千円)	40,776,283	39,696,158	44,115,675	47,745,094
経常利益 (千円)	2,301,554	2,377,641	1,943,923	1,559,242
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,533,369	1,550,541	1,302,460	1,124,967
1株当たり当期純利益 (円)	161.47	162.84	135.45	116.46
総資産 (千円)	16,972,283	18,630,096	23,644,787	32,155,788
純資産 (千円)	7,530,958	8,829,660	9,746,309	11,078,138
1株当たり純資産 (円)	791.47	923.02	1,005.48	1,078.40

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、「株式給付信託 (BBT)」「株式給付信託 (ESOP)」にかかる信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

■ 売上高 (単位: 千円)



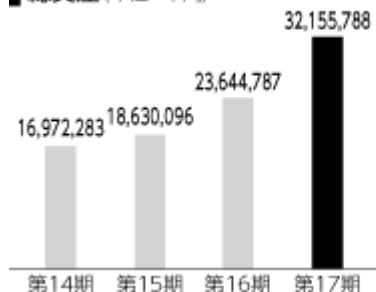
■ 経常利益 (単位: 千円)



■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位: 千円)



■ 総資産 (単位: 千円)



■ 純資産 (単位: 千円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第14期 2021年6月期	第15期 2022年6月期	第16期 2023年6月期	第17期 (当事業年度) 2024年6月期
営 業 収 益 (千円)	914,149	954,335	981,497	1,013,804
経 常 利 益 (千円)	340,860	387,091	326,114	204,614
当 期 純 利 益 (千円)	235,196	271,632	239,898	154,716
1株当たり当期純利益 (円)	24.77	28.53	24.95	16.02
総 資 産 (千円)	5,988,037	6,720,497	8,440,518	13,320,763
純 資 産 (千円)	1,596,649	1,616,442	1,470,530	581,367
1株当たり純資産 (円)	167.80	168.98	151.71	61.40

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、「株式給付信託 (BBT)」「株式給付信託 (ESOP)」にかかる信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ウイルプラスチェッカーモーターズ株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスモトーレン株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラス帝欧オート株式会社	30,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスアインズ株式会社	10,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスエンハンス株式会社	10,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
株式会社ENG	10,000千円	51.0%	中古車輸出関連事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「ウィルプラスグループの「企業価値の向上」と「社会的価値向上」の両立を目指すこと」を2023年6月期からの3ヶ年経営方針としております。これを実現し、環境変化に適応しながら持続的に成長していくための課題は以下のとおりです。

① 脱炭素社会実現のための取組

サステナビリティ委員会を基軸に、再生エネルギー導入をはじめとする環境に配慮した店舗づくり、低炭素車販売の推進、充電設備のさらなる配備など、脱炭素社会実現に向けて積極的に取り組めます。

② ストック型ビジネスの強化等による既存店の収益性向上とM&Aの推進

M&Aの推進より新規販売エリア・新規ブランド・新規顧客を獲得し、当社グループの持続的成長を促すことにより企業価値の向上を図るとともに、獲得した販売エリアの店舗のグリーン化の推進、取扱いブランドの拡大による低炭素車販売の促進等、脱炭素化社会への社会的貢献も図ってまいります。

また、こうした投資の回収期間中であっても当社グループが持続的・安定的に成長し続けるため、ストック型ビジネスである車輛整備・保険代理店事業を強化すること等により既存店の収益力向上を図り、盤石な経営基盤を築いてまいります。

③ 自動車業界の変化への対応

自動車業界におきましては、世界規模での脱炭素化社会へのシフトによるEV化や「CASE」と呼ばれる技術革新が急速に進んでおり、当社を取巻く事業環境は大きな変革期にあります。当社グループではこの環境変化を「チャンス」と捉え、当社グループの企業理念である「輸入車のある生活の提案」をさらに進めてまいります。

④ 人材育成と働きがいのある環境の創出

従業員が働きやすい環境の提供と働きがいのある職場づくりを目指してまいります。働き方の多様性の確保、待遇面の改善、DXの推進による業務効率化などにより、社員一人ひとりがその能力を十分に発揮することができるような環境の整備を進めてまいります。また、外部機関による研修の実施等の人的資本への投資を引き続き行ってまいります。これらの取組みより人材の定着化を図り、更なる生産性の向上を図ってまいります。

⑤ コーポレートガバナンスの強化

当社は第15回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へと移行いたしました。監督機能の更なる強化、経営の透明性の向上、意思決定の迅速化を図り、コーポレートガバナンスをより一層強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年6月30日現在）

当社グループは、連結子会社5社において新車及び中古車販売、車輛整備並びに損害保険の代理店等の事業を行っております。これら連結子会社は取扱うブランドごとにインポーターと正規ディーラー契約を締結し、事業活動を行っております。また、2024年5月に子会社化した株式会社ENGでは、主にマレーシアに日本の中古車を輸出する事業を行っております。

当社は、これら連結子会社の株式を所有することにより各社の事業活動を支配・管理することを目的としております。

連結子会社と正規ディーラー契約を締結しているインポーター及び取扱いブランドは下表のとおりであります。

連結子会社名	インポーター名	取扱いブランド
ウイルプラスチェッカーモーターズ株式会社	Stellantis ジャパン株式会社	JEEP,アルファ ロメオ/フィアット/アバルト
ウイルプラスモトーレン株式会社	ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW,MINI
ウイルプラス帝欧オート株式会社	ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ
ウイルプラスアインズ株式会社	ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ
ウイルプラスエンハンス株式会社	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	ジャガー,ランドローバー
	BYD Auto Japan株式会社	BYD

(6) 主要な営業所（2024年6月30日現在）

本社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスチェッカーモーターズ株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスモトーレン株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラス帝欧オート株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスアインズ株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスエンハンス株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
株式会社ENG	東京都港区芝5丁目13番15号

当社グループの主要な店舗

<東日本>		<西日本>	
店舗名	所在地	店舗名	所在地
ポルシェセンター仙台	宮城県仙台市泉区	Willplus BMW小倉	福岡県北九州市小倉北区
ジープ大田	東京都大田区	ボルボ・カー福岡	福岡県福岡市早良区
アルファロメオ/フィアット/アバルト世田谷	東京都世田谷区	ジャガー/ランドローバー北九州	福岡県北九州市小倉北区
ジープ世田谷	東京都世田谷区	MINI山口	山口県山口市

(注) 上記以外に東日本に13店舗、西日本に15店舗、総計36店舗にて事業活動を行っております。

(7) 企業集団の従業員の状況 (2024年6月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
660名(4.6名)	85名増(3.3名増)	39.9歳	6.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末と比較し従業員数が85名増加しておりますが、業容の拡大による採用、事業譲受による増加、株式会社ENGを子会社化したこと等が主な増加要因であります。

(8) 主要な借入先 (2024年6月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三井住友銀行	4,451,200
株式会社みずほ銀行	4,250,000
株式会社福岡銀行	1,941,672
株式会社日本政策金融公庫	807,160
株式会社商工組合中央金庫	765,960
日本生命保険相互会社	208,450
さわやか信用金庫	159,059
株式会社千葉銀行	116,720
株式会社横浜銀行	116,720
株式会社三菱UFJ銀行	100,000
株式会社佐賀銀行	100,000
株式会社りそな銀行	100,000

2. 株式に関する事項（2024年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,364,060株
- (3) 株 主 数 3,817名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
成瀬 隆章	2,207,280	23.61
株式会社ICS	750,000	8.02
株式会社ETH	750,000	8.02
株式会社MMZ	750,000	8.02
株式会社ゼロ	571,600	6.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	566,000	6.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	377,000	4.03
齊田 勇	342,640	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・76903口）	202,300	2.16
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	144,700	1.55

（注）当社は、自己株式を1,015,008株保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は、自己株式を控除して算出しております。また、自己株式には「役員株式給付信託（BBT）」及び「社員株式給付ESOP信託」の信託が所有する株式257,600株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2024年6月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
成瀬 隆章	代表取締役社長	ウイルプラスチェッカーモータース株式会社 代表取締役会長 ウイルプラスモーターレン株式会社 代表取締役社長 ウイルプラス帝欧オート株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスアインズ株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスエンハンス株式会社 代表取締役社長 株式会社ENG 代表取締役会長 株式会社MMZ 代表取締役 株式会社ETH 代表取締役 株式会社ICS 代表取締役
齊田 勇	取締役	ウイルプラスチェッカーモータース株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスモーターレン株式会社 取締役 ウイルプラス帝欧オート株式会社 取締役 ウイルプラスアインズ株式会社 取締役 ウイルプラスエンハンス株式会社 取締役 株式会社ENG 取締役
宇田川 宙	取締役 経営戦略本部長	株式会社ENG 取締役 株式会社Tycoon37 代表取締役
依田 卓弥	取締役 管理本部長	ウイルプラスチェッカーモータース株式会社 監査役 ウイルプラスモーターレン株式会社 監査役 ウイルプラス帝欧オート株式会社 監査役 ウイルプラスアインズ株式会社 監査役 ウイルプラスエンハンス株式会社 監査役 株式会社ENG 監査役
廣田 聡	取締役 (監査等委員) (社外)	HCA法律事務所 代表弁護士 ジェイドグループ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社STYLY 社外監査役 一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会 監事 株式会社Casa 社外監査役
上田 研一	取締役 (監査等委員) (社外)	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 マネージングパートナー 株式会社アントレ 社外監査役 株式会社デザインワード 社外監査役 株式会社JULIA IVY 社外監査役 株式会社プリアンファ 社外監査役
岩淵 信夫	取締役 (監査等委員) (社外)	公認会計士岩淵信夫事務所 所長
鈴木かおり	取締役 (監査等委員) (社外)	若林・渡邊法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役廣田聡氏、上田研一氏、岩淵信夫氏、鈴木かおり氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役岩淵信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会は、内部統制システムを通じた組織的監査を実施しており、また監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置していることから、当社では常勤監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役廣田聡氏、上田研一氏、岩淵信夫氏、鈴木かおり氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と取締役廣田聡氏の重要な兼職先であるHCA法律事務所、ジェイドグループ株式会社、株式会社STYLY、一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会、株式会社Casaとの間に重要な取引その他の関係はありません。
6. 当社と取締役上田研一氏の重要な兼職先であるアント・キャピタル・パートナーズ株式会社、株式会社アントレ、株式会社デザインワード、株式会社JULIA IVY、株式会社プリアンファの間に重要な取引その他の関係はありません。
7. 当社と取締役岩淵信夫氏の重要な兼職先である公認会計士岩淵信夫事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
8. 当社と取締役鈴木かおり氏の重要な兼職先である若林・渡邊法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
9. 取締役柴田学爾氏並びに取締役原口識弘氏は第16回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
10. 監査等委員である取締役依田卓弥氏は第16回定時株主総会終結の時をもって退任し、監査等委員ではない取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	162,889 (-)	152,250 (-)	10,639 (-)	6名 (一名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,600 (16,800)	18,600 (16,800)	- (-)	5名 (4名)
合計	181,489	170,850	10,639	11名

- (注) 1. 上記報酬等及び員数に関しては2023年9月27日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任された取締役2名を含んでおります。
2. 依田卓弥氏は第16回定時株主総会において監査等委員である取締役を退任した後、監査等委員でない取締役に就任したため、報酬等の総額および員数について監査等委員である取締役の期間は取締役 (監査等委員) に、監査等委員でない取締役の期間は取締役 (監査等委員を除く) に含めて記載しております。
3. 2022年9月28日開催の定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬限度額は年額290,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。

② 取締役の報酬等

当社は取締役の報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、取締役会の任意の諮問委員会として報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬についての基本方針は、報酬諮問委員会にて審議した上で、2018年9月開催の取締役会にて定めております。

基本方針の内容は下記のとおりです。

- i) 多様で優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度とする。
- ii) 社外取締役が半数以上を占める報酬諮問委員会の審議を経ることで、ステークホルダーに対して客観性及び透明性を確保した制度とする。

- iii) 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度とする。
- iv) 業績連動報酬の導入により、業績向上及び企業価値向上に対するインセンティブを強化する。

当社の監査等委員を除く取締役の報酬は、基本報酬（固定）と業績連動型報酬から構成されております。基本報酬につきましては、2022年9月28日開催の第15回定時株主総会で決議された報酬限度額290百万円（うち社外取締役分は20百万円）（決議時の取締役は5名、社外取締役は0名）の範囲内において、持続的、中長期的に企業価値向上を促すため経営環境・世間水準を考慮して適正な水準とし、各取締役の役位に応じるものとしております。

監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保や利益偏重の防止の観点から基本報酬（固定）のみとしております。監査等委員である取締役の報酬は2022年9月28日開催の第15回定時株主総会で決議された報酬限度額30百万円（決議時の監査等委員は5名）の範囲内において監査等委員の協議の上決定しております。

③ 業績連動型報酬と非金銭報酬に係る事項

業績連動型報酬は、当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇のメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を2022年9月28日開催の第15回定時株主総会においてご承認いただき、導入しております。なお、決議時の当社取締役は5名であります。

この業績連動型報酬は、連結利益計画及び気候変動対応を含むESG各要素と連動させ、社内規程で定めた連結営業利益達成度及び気候変動対応への取組状況を示す業績評価係数と役位に応じたポイントを乗じることによって算出されたポイントを付与し、取締役退任時に受益者要件を満たした場合、ポイント数に相応する当社株式及び金銭を支給する制度となっております。

当社グループが重要視している経営指標のひとつでもあり、取締役の貢献度が最もわかりやすく可視化されるものとして営業利益の利益計画に対する達成率並びに気候変動に対する責任としてCDPを通じた情報開示の有無を指標として選んでおります。

当事業年度におきましては、CDPを通じた情報開示を実施したことにより目標を達成し、営業利益の利益計画に対する達成率に応じた係数を乗じた結果、役員株式給付引当金繰入額は10百万円となりました。

④ 個人の報酬の額、業績連動型報酬等の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方法

個人の報酬の額は、各取締役の役位や貢献度に応じた報酬についての報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決議しております。

また、基本報酬と業績連動型報酬の割合については、報酬諮問委員会の審議を経て、2021年2月15日開催の取締役会にて、当面は9：1を目安に、将来的には業績連動型報酬の割合を高めていく方針を決議しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、基本方針・決定方針を踏まえて報酬諮問委員会の審議を経たのちに、取締役会で検討しており、個人別の報酬等の内容は方針に沿ったものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容
取締役 (監査等委員)	廣田 聡	当事業年度に開催された取締役会23回のうち全てに、また監査等委員会14回のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と見識を基に提言、助言を行っており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場から業務執行を監督し適正性・妥当性を確保するための役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会の委員長としてより客観性のある報酬制度の構築に貢献しております。
取締役 (監査等委員)	上田 研一	当事業年度に開催された取締役会23回のうち21回に、また監査等委員会14回のうち13回に出席しております。事業会社の経営幹部としての豊富な経験と見識を基に独立した立場から助言、提案を行っており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場から業務執行を監督し適正性・妥当性を確保するための役割を果たしております。任意の指名諮問委員会の委員長としてより透明性の高い候補者選定に貢献いたしました。
取締役 (監査等委員)	岩淵 信夫	当事業年度に開催された取締役会23回のうち全てに、また監査等委員会14回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適正性、妥当性の観点から議案審議等に必要発言を適宜行っており、取締役会の意思決定に対し、客観的な立場から業務執行を監督するための役割を果たしております。任意の報酬諮問委員会の委員として客観性のある報酬制度の構築に貢献しております。
取締役 (監査等委員)	鈴木かおり	当事業年度に開催された取締役会23回のうち全てに、また監査等委員会14回のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と見識を基に、議案審議等に必要発言を適宜行っており、取締役会の意思決定に対し、客観的な立場から業務執行を監督する役割を果たしております。任意の指名諮問委員会の委員としてより透明性の高い候補者選定に貢献いたしました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	49,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事項に該当するとみとめられた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けております。

中長期的に配当性向30%を配当方針とし、2026年度までに、配当性向を30%まで段階的に引き上げてまいります。また2027年度以降は、引き続き配当性向30%を配当方針としながら、配当額の下限をDOE（株主資本配当率）4.5%を目安に、安定的かつ継続的な利益還元の維持・向上に努めてまいります。

当期につきましては、上記配当方針をもとに業績及び配当性向等を総合的に勘案し、期末配当金につきましては、1株当たり27円51銭とさせていただきます。2023年12月31日を基準日とした中間配当金1株当たり16円00銭とあわせまして、当期の年間配当金は1株当たり43円51銭、連結配当性向は37.4%となっております。

なお、当社は、剰余金の配当の決定機関については、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
科 目		科 目	
【流動資産】	【 22,920,030 】	【流動負債】	【 13,968,462 】
現金及び預金	7,508,517	買掛金	3,534,588
売掛金	2,109,734	短期借入金	5,150,480
商品	10,079,294	1年内返済予定の長期借入金	1,610,086
仕掛品	311,338	未払金	722,280
原材料及び貯蔵品	389,146	未払法人税等	332,761
未収入金	837,488	未払消費税等	747,950
貸倒引当金	△16,800	前受金	1,565,924
その他	1,701,310	賞与引当金	60,917
【固定資産】	【 9,235,758 】	その他	243,473
(有形固定資産)	(8,129,336)	【固定負債】	【 7,109,187 】
建物及び構築物	4,777,230	長期借入金	6,415,415
機械装置及び運搬具	2,378,407	株式給付引当金	34,780
工具、器具及び備品	244,456	役員株式給付引当金	72,947
土地	650,811	資産除去債務	514,167
建設仮勘定	35,911	その他	71,876
その他	42,518	負債合計	21,077,650
(無形固定資産)	(189,473)	純 資 産 の 部	
のれん	24,360	【株主資本】	【 9,804,226 】
その他	165,113	資本金	388,885
(投資その他の資産)	(916,948)	資本剰余金	1,322,423
敷金及び保証金	570,564	利益剰余金	9,144,882
繰延税金資産	316,352	自己株式	△1,051,965
その他	30,032	【新株予約権】	【 23,171 】
資産合計	32,155,788	【非支配株主持分】	【 1,250,740 】
		純資産合計	11,078,138
		負債・純資産合計	32,155,788

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		47,745,094
【売上原価】		38,380,823
売上総利益		9,364,270
【販売費及び一般管理費】		7,869,799
営業利益		1,494,471
【営業外収益】		
受取利息	1,146	
受取保険金	23,345	
受取支援金収入	30	
受取報奨金	6,151	
助成金収入	640	
保険解約返戻金	52,180	
その他	5,369	88,863
【営業外費用】		
支払利息	20,657	
支払手数料	1,700	
その他	1,735	24,092
経常利益		1,559,242
【特別利益】		
固定資産売却益	562	
負ののれん発生益	102,538	103,101
【特別損失】		
固定資産除却損	9,630	9,630
税金等調整前当期純利益		1,652,713
法人税、住民税及び事業税	537,600	
法人税等調整額	△9,854	527,745
当期純利益		1,124,967
親会社株主に帰属する当期純利益		1,124,967

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 10,518,794 】	【流動負債】	【 7,164,274 】
現金及び預金	2,067,235	短期借入金	5,100,000
貯蔵品	10,408	1年内返済予定の長期借入金	1,541,924
前払費用	14,324	未払金	305,667
関係会社短期貸付金	7,900,000	未払費用	112,847
未収入金	498,721	未払法人税等	8,198
その他	28,104	未払消費税等	14,361
【固定資産】	【 2,801,968 】	賞与引当金	5,488
(有形固定資産)	(26,941)	その他	75,787
建物	7,130	【固定負債】	【 5,575,121 】
工具、器具及び備品	2,067	長期借入金	5,442,838
その他	17,742	株式給付引当金	34,780
(無形固定資産)	(3,741)	役員株式給付引当金	72,947
ソフトウェア	3,741	その他	24,555
(投資その他の資産)	(2,771,286)	負債合計	12,739,396
関係会社株式	2,688,050	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	52,443	【株主資本】	【 558,195 】
その他	30,792	(資本金)	(388,885)
資産合計	13,320,763	(資本剰余金)	(1,322,423)
		資本準備金	318,885
		その他資本剰余金	1,003,538
		(利益剰余金)	(△101,148)
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	△101,148
		(自己株式)	(△1,051,965)
		【新株予約権】	【 23,171 】
		純資産合計	581,367
		負債・純資産合計	13,320,763

損益計算書
(2023年7月1日から)
(2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【営業収益】		1,013,804
【営業費用】		861,841
営 業 利 益		151,962
【営業外収益】		
受取利息	19,974	
助成金収入	618	
保険解約返戻金	52,180	
その他の	48	72,822
【営業外費用】		
支払利息	18,328	
支払手数料	1,700	
その他の	142	20,170
経 常 利 益		204,614
税引前当期純利益		204,614
法人税、住民税及び事業税	55,775	
法人税等調整額	△5,877	49,898
当 期 純 利 益		154,716

2024年9月17日

独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2024年9月17日

独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶尾 拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの2023年7月1日から2024年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、当事業年度における自己株式取得により株主に対して交付される金銭等の帳簿価額の総額が会社法及び会社計算規則により算出した分配可能額を超えていたこと並びに2024年6月期に関わる計算書類の承認を受けた日において欠損が生じることとなること（以下「本件」といいます。）が見込まれることが判明し、本件について弁護士で構成される特別調査委員会からの原因究明と再発防止策の検討の結果を踏まえ、再発防止策と体制強化に取り組み始めたことを確認しており、今後も継続して実施状況について監査して参ります。上記を除いては、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、当社は2024年5月13日開催の取締役会にて、Stellantis ジャパン販売株式会社の発行済株式の100%を取得し、子会社化するための「株式譲渡契約」を締結することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、2024年7月1日付けで同社の全株式を取得し、子会社化いたしました。また、同日付でチェッカーモータース株式会社に商号変更を実施しております。

2024年9月17日

株式会社ウイルプラスホールディングス 監査等委員会

監査等委員 廣田 聡 ㊟

監査等委員 上田 研一 ㊟

監査等委員 岩 渕 信 夫 ㊟

監査等委員 鈴木 かおり ㊟

(注) 監査等委員廣田聡、上田研一、岩渕信夫、鈴木かおりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

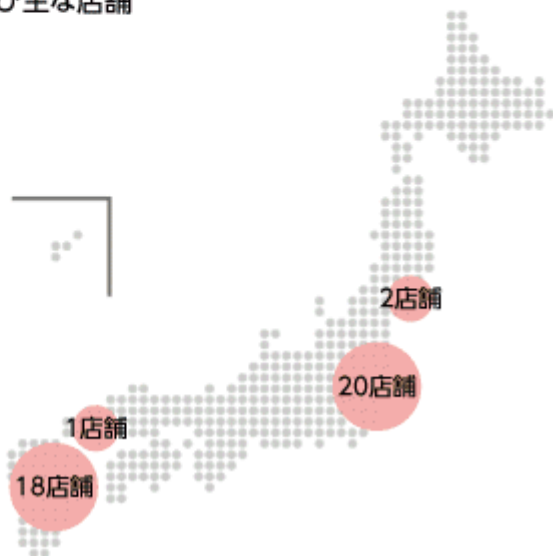
以 上

■ 株式についてのご案内

事業年度	7月1日～翌年6月30日
期末配当基準日	6月30日
中間配当基準日	12月31日
定時株主総会	毎年9月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 及び電話照会先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-232-711（フリーダイヤル）
上場金融商品取引所	東京証券取引所
公告掲載方法	電子公告による
公告掲載URL	https://www.willplus.co.jp やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

ウィルプラスグループ ディーラーネットワーク

店舗数及び主な店舗



東北エリア



関東エリア



九州エリア



	Jeep	ALFA ROMEO	FIAT	LANO	CITROËN	DS AUTOMOBILES	BMW	MINI	VOLVO	PORSCHE	LAND ROVER	JAGUAR	BYD	合計
--	------	------------	------	------	---------	----------------	-----	------	-------	---------	------------	--------	-----	----

東北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
関東	4	3	4	2	2	1	—	1	—	—	3	—	—	20
中国	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
九州	4	—	—	—	—	—	2	4	6	—	1	1	1	18
合計	8	3	4	2	2	1	2	6	6	2	4	1	1	41

(注) 店舗数は各ブランドの新車拠点数となります。

株主総会継続会会場ご案内図

会場

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階
三田NNホール&スペース
TEL 03-5443-3233



会場最寄駅

J R 田町駅 西口より徒歩約6分

都営三田線・都営浅草線三田駅 A9 出口より徒歩約2分

(株主総会継続会当日、運営スタッフによる会場までの道案内はございません。)

※ 株主総会継続会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日2024年10月2日

**第17回定時株主総会継続会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

第17期（2024年6月期）

2023年7月1日～2024年6月30日

株式会社ウイルプラスホールディングス

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称	第5回新株 予約権
発行決議日	2023年9月15日
新株予約権の数	1,790個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 179,000株
新株予約権の払込金額	1,226円
権利行使期間	自 2025年9月16日 至 2033年9月15日
交付対象者	当社従業員80名
使用人等への交付状況	新株予約権の数 1,790個 目的となる株式数 179,000株
新株予約権の行使条件	(注) 4

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自

らこれを申し立てた場合

- ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

5. 本新株予約権の取得

(1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

(2) 当社は、本新株予約権者が（注）4. に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第（3）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に

規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注) 4. に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記(注) 5. に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注) 3. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化させることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現するため2022年9月28日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。

1. 当グループ各社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、当社の代表取締役社長を委員長、当グループ各社取締役及び執行役員並びに内部監査室長を委員とするリスクマネジメントコンプライアンス委員会(以下、RMC委員会という)を設置する。
- ② 当グループにおいては、企業理念を着実に遂行することを目的とし、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。
- ③ 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、内部通報規程に基づく方法により、グループ内外に設置する通報窓口に報告を行う。当グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ④ 当グループの事業活動に関連する法令については、RMC委員会より法務情報を社内に提供して予防措置を講じると共に取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。
- ⑤ 当グループ各社においては、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。
なお、社内外の環境の変化に対応して常に社内諸規程の適正な整備を行う。
- ⑥ 当社の内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性につき、定期的に監視を行う。また、当グループ各子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保するために、指導・支援・助言を行う。
- ⑦ 当グループ各社の監査役・監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。
- ② 取締役会議長である取締役は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

3. 当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当グループ各社が直面する危機に対して、適切かつ迅速に対応することにより、企業価値の損失を最小限に抑制することを目的として、RMC委員会を設置し、企業活動に関わるリスクについて把握すると共に、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理を検討、実行する。
- ② 発生したリスクへの対処方法等を規定した当グループのリスクマネジメント規程に定める一定の危機レベル以上である有事の際は、損失の拡大を防止するため当社の決定により危機対策本部を立ち上げ、同本部が迅速かつ適切な情報収集と緊急対応の指揮を行う。

4. 当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社定例取締役会を月1回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、当グループ各社の業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。
- ③ 当グループの中期計画及び毎年度ごとの単年度予算を策定し、グループ全体及び各社の経営目標、事業計画等を定める。

5. 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の関係会社管理規程において、当社が子会社から報告を受ける事項について定め、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- ② 当グループ各社取締役、執行役員等から構成される経営執行会を開催し、当グループ各社の経営上重要な事項について、報告及び審議し、情報共有化と必要な対応協議を行う。

6. 監査役・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当グループ各社においては、監査役・監査等委員会がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合、補助使用人を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役・監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- ② 補助使用人は、その職務遂行に当たってもっぱら監査役・監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。他の業務と兼務の場合、補助使用人の業務を優先するものとする。

8. 当グループ各社の取締役、使用人等が監査役・監査等委員会に報告するための体制その他の監査役・監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当グループ各社の取締役、使用人等は、当該所属各社及び監査役・監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当グループ各社の取締役、使用人等は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに当該所属各社及び監査役・監査等委員会に報告する。また、上記事実の発見の報告を受けた者においても同様とする。
- ③ 当グループ各社においては、監査役・監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役・監査等委員会に報告する。
- ④ 代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。
- ⑤ 当社の内部監査室は、内部監査の結果及び内部通報の状況について、定期的に当グループ各社の監査役・監査等委員会に関係事項について報告する。
- ⑥ 当グループ各社の監査役・監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. 監査役・監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループ各社においては、監査役・監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報

告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当グループ各社取締役及び使用人に周知徹底する。

10. その他監査役・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役・監査等委員会は、代表取締役、取締役、会計監査人、当社の内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。
- ② 監査役・監査等委員会が、独自の弁護士、公認会計士等の外部専門家の活用を求めた場合、当グループ各社においては、当該監査役・監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当グループ各社においては、監査役・監査等委員から、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該監査役・監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その請求に応じる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当グループ各社においては、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備する。
- ② コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断及び不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

12. 財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制

当グループ各社においては、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の内部統制システムを適切に整備・運用するため、当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

取締役会の監督機能をより一層強化するため、2022年9月より監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会を23回開催し、取締役会規程に定められた事項や経営上の重要事項の決定等を行いました。取締役の業務執行状況を報告するとともに、取締役会に上程された事項について法令、定款等への適合性を審議いたしました。

② 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度におきましては、監査等委員会を14回開催いたしました。監査等委員会にて策定した監査計画に基づき当社グループ内各部門の業務執行状況全般にわたり監査いたしました。また、取締役会及び重要な会議に出席し、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との連携を図るため定期的に情報交換を行うとともに、資料の閲覧などにより監査・監督機能の実効性の向上を図りました。

③ リスク管理体制の強化

当事業年度におきましては、賞罰委員会を13回、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を6回開催いたしました。当社グループとして優先的に対処すべき重要リスクについての担当部署の対応状況を確認するとともに、外部機関による研修やセミナーを全従業員向けに実施いたしました。

④ 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社グループ内の全ての拠点及び部門における内部監査を実施いたしました。各拠点及び部門における内部統制、コンプライアンス、リスク管理の状況等について内部監査報告書を作成し、代表取締役へ報告しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行っており、反社会的勢力排除条項を確認したうえで契約を締結しております。また既に契約を締結している取引先についても定期的に信用調査を行う等の策を講じております。一般消費者との取引については、売買契約書に反社会的勢力との取引拒否を明文化しております。

暴力団排除条例の説明等、社員への教育も実施しており、反社会的勢力等との関係を遮断するようにしております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年7月1日残高	255,618	1,189,156	8,435,624	△134,088	9,746,309
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	133,267	133,267			266,534
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,124,967		1,124,967
剰余金の配当			△415,709		△415,709
自己株式の取得				△699,300	△699,300
株式給付信託による自己株式の取得				△235,274	△235,274
株式給付信託による自己株式の処分				16,697	16,697
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	133,267	133,267	709,258	△917,877	57,916
2024年6月30日残高	388,885	1,322,423	9,144,882	△1,051,965	9,804,226

	新株予約権	非支配株主持分	純資産 合計
2023年7月1日残高	—	—	9,746,309
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			266,534
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,124,967
剰余金の配当			△415,709
自己株式の取得			△699,300
株式給付信託による自己株式の取得			△235,274
株式給付信託による自己株式の処分			16,697
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	23,171	1,250,740	1,273,912
連結会計年度中の変動額合計	23,171	1,250,740	1,331,828
2024年6月30日残高	23,171	1,250,740	11,078,138

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

ウイルプラスチェッカーモータース株式会社

ウイルプラスモトーレン株式会社

ウイルプラス帝欧オート株式会社

ウイルプラスアインス株式会社

ウイルプラスエンハンス株式会社

株式会社ENG

株式会社ENGは2024年5月13日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～45年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～18年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を算定しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 株式給付引当金

社員株式交付規程（内規）に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主に7年間の定額法により償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 車輻の販売

当社グループは、インポーターから仕入れた新車の販売、新車販売時の下取り車や買取り車、AA市場にて仕入れた車輻を顧客に販売しております。車輻の販売については、顧客に車輻を引渡した時点で収益を認識しております。

②車輛整備

主に販売した車輛の点検・修理・整備等のアフターサービスを顧客に提供しており、サービス提供が終了した時点で収益を認識しております。

なお、車輛販売、車輛整備に付随して販売している一部の商品について、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受領した対価と仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に関する対価は、主に車輛の引き渡し時には受領しており、重大な金融要素の影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	8,129,336千円
--------	-------------

当社グループは、輸入車販売関連事業を営む連結子会社5社を通じて、2024年6月30日現在、国内に36店舗を展開しており、外国メーカー車11ブランドを扱っております。当社グループの有形固定資産残高の大半は店舗資産であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業店舗としております。

店舗固定資産の減損の兆候の有無に関する検討は、店舗別損益実績に本社費等の共通費の配賦計算を加味した店舗別損益情報に基づき実施しております。

営業損益が2期連続で赤字となり、業績の悪化が認められる店舗について、また、閉店や移転のため当該営業店舗から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれている場合等について、減損の兆候があると識別し、兆候に該当した営業店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。当連結会計年度におきましては、3店舗について減損の兆候があると判定されたものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識はしておりません。

② 主要な仮定

上記将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された店舗別利益計画を基礎に作成された店舗の将来事業計画を基にしております。店舗の将来事業計画の主要な仮定は新車及び中古車の販売見込み台数であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社及び子会社の取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」を導入しております。

① 取引の概要

取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて、原則として取締役等の退任時に給付されます。なお、信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間を通じ議決権を行使しないものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末61,972千円、55,300株であります。

(株式給付ESOP信託)

当社は、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2023年9月4日より、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン（以下「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

従業員への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたしました。本制度は予め定める社員株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付および給付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末235,274千円、202,300株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保付資産及び担保付債務

担保資産	
商品	2,487,179千円
担保債務	
買掛金	2,783,641千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,040,448千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式並びに自己株式の種類及び総数

	期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	期末株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式(注) 1	10,078,400	285,660	—	10,364,060
合計	10,078,400	285,660	—	10,364,060
自己株式				
普通株式(注) 2.3	385,208	902,300	14,900	1,272,608
合計	385,208	902,300	14,900	1,272,608

(注) 1. 普通株式の増加285,660株は新株予約権の権利行使による増加が83,360株、第三者割当増資による増加202,300株であります。

2. 自己株式の増加902,300株は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付700,000株及び株式給付ESOP信託による当社株式の取得202,300株によるものであります。

3. 自己株式の減少14,900株は、株式給付信託 (BBT) による株式交付であります。

当連結会計年度末の自己株式 (普通株式) には、株式給付信託 (BBT) 及び株式給付ESOP信託が保有する当社株式257,600株が含まれております。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年8月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	255,507千円	26.17円	2023年 6月30日	2023年 9月13日
2024年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	160,201千円	16.00円	2023年 12月31日	2024年 3月11日

(注) 2023年8月14日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1,837千円が含まれております。また、2024年2月13日取締役会決議による配当金の総額には信託が保有する自社の株式に対する配当金4,121千円が含まれております。

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 48,240株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸入車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部経理課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	570,564	515,852	△54,711
資産計	570,564	515,852	△54,711
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	8,025,501	8,094,422	68,921
負債計	8,025,501	8,094,422	68,921

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
 該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	515,852	－	515,852
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	8,094,422	－	8,094,422

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (千円)
新車	23,359,269
中古車	13,469,147
業販	3,958,121
車輻販売合計	40,786,537
車輻整備	6,359,413
その他	599,142
顧客との契約から生じる収益	47,745,094
外部顧客への売上高	47,745,094

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「2.会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	299,459	2,109,734
契約負債		
前受金	1,859,332	1,565,924

(注) 契約負債(前受金) は主に車輻販売に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

1,078円40銭

1 株当たり当期純利益

116円46銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は222,525株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末残高は257,600株であります。

(企業結合等に関する注記)

(連結子会社による事業譲受)

当社の連結子会社であるウイルプラス帝欧オート株式会社は、2023年11月14日開催の当社取締役会決議に基づき、同年12月4日付で株式会社ネクステージとの間で事業譲渡契約を締結し、同年12月28日付で事業譲受を実施完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 株式会社ネクステージ

事業の内容 ボルボ・カー福岡東並びにボルボ・カー大分2店舗のボルボ・カーディーラー事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは「M&A戦略」、「ドミナント戦略」、「マルチブランド戦略」を成長戦略の柱と位置づけ、M&Aによる新規ブランドの獲得、新規販売エリアの獲得を進めております。

今般、ウイルプラス帝欧オート株式会社は株式会社ネクステージより「ボルボ・カー福岡東」並びに「ボルボ・カー大分」のディーラー事業を譲り受けることにより、ボルボ正規ディーラーとして福岡県、大分県を中心に九州北部エリアを大きくカバーすることになります。

当案件はボルボ・カージャパン株式会社が推進するネットワーク戦略に基づくものであり、当社グループの上記成長戦略と合致し、更なる業容拡大及び収益基盤の強化が見込まれると判断したためであります。

(3) 企業結合日

2023年12月28日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

2023年12月28日から2024年6月30日

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,069,287千円
取得原価		1,069,287千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 2,010千円

5. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

16,405千円

なお、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	101,665	千円
固定資産	1,081,236	千円
資産合計	1,182,901	千円
流動負債	—	千円
固定負債	97,209	千円
負債合計	97,209	千円

(取得による企業結合)

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、株式会社ENGの発行済株式の51%を取得し、同社を子会社化することについて決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年5月13日に株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ENG

被取得事業の内容 日本の中古車のマレーシア・その他国々への輸出事業及び日本国内の中古車買取・卸売業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループはミッションとして、輸入車のある生活を提案し、より多くの皆様と豊かさ・楽しさ・喜びを分かち合い、関わる全ての人々を温かい笑顔に変えていく挑戦を続けることを掲げています。また当社グループの中長期成長戦略においては、M&Aを成長戦略の柱とし、M&Aによる事業の拡大を目指しております。

株式会社ENGは創業以来、マレーシア・その他国々への中古車輸出業者の先駆的存在としての実績を基に、安定した商流と市場シェアを維持しております。

当社グループは輸入車ディーラーとして、株式会社ENGを介して下取車を海外向けに販売するルートを持つことで下取価格の競争力を高める一方、株式会社ENGにおいては、輸出可能な車種の範囲を広げることにより、これまで以上に顧客獲得の機会を広げることが可能となります。当社においても掲げるミッションの通り、海外の顧客に対して輸入車のある生活を提案できる新たな機会となります。また、主に「輸入車ディーラー事業」を営む当社に、事業ポートフォリオの一つとして、「中古車輸出事業」が加わることで、企業全体における為替リスクの平準化が期待できます。

本件実行により、今後、両社の経営資源やノウハウを共有し、両社のビジネスのさらなる発展を目指してまいります。

(3) 企業結合日

2024年5月13日(株式取得日)

2024年6月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業のみなし取得日を2024年6月30日としているため、貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,215,657千円
取得原価		1,215,657千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 19,552千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生した負ののれん金額

86,133千円

なお、上記の金額は、企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	6,109,464	千円
固定資産	294,415	千円
資産合計	6,403,880	千円
流動負債	2,848,900	千円
固定負債	1,002,447	千円
負債合計	3,851,348	千円

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会にて、Stellantisジャパン販売株式会社の発行済株式の100%を取得し、子会社化するため株主との間で「株式譲渡契約」を締結することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、2024年7月1日付で同社の全株式を取得し、子会社化いたしました。また、同日付でチェッカーモーターズ株式会社に商号変更を実施しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Stellantisジャパン販売株式会社

被取得事業の内容 自動車、自動車用品・部品等の販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループでは、「輸入車のある生活を提案し、より多くの皆様と豊かさ・楽しさ・喜びを分かち合い、関わる全ての人々を温かい笑顔に変えていく挑戦を続ける」ことをミッションとして掲げ、中長期成長戦略の柱として位置付けているM&Aによる事業の拡大を目指しております。

当社の連結子会社であるウイルプラスチェッカーモーターズ株式会社は、Stellantisブランドの日本における正規ディーラーとして、TOPシェアを維持し続けてまいりました。長年の貢献と信頼関係が評価され、当社がStellantisジャパン販売株式会社の株式を取得することにいたしました。

今回の株式取得により、当社取り扱いブランドに、新たにプジョー、シトロエン、DSブランドが加わり、Stellantisグループ傘下の乗用車における「全てのブランド」を取り扱うこととなります。これにより、当社グループの取扱ブランドは11ブランドから14ブランドに拡大し、また、東京エリアにおける販売基盤の強化が図れます。

今般のStellantisジャパン販売株式会社の子会社化によって、当社M&A戦略の狙いである「東京エリアにおけるドミナント化」、「新ブランド獲得による販売商品の拡大（マルチブランド戦略）」を実現することが可能になり、両社の経営資源や販売ノウハウを共有し、両社のビジネスの更なる発展につなげてまいります。

(3) 企業結合日

2024年7月1日（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

チェッカーモーターズ株式会社（2024年7月1日商号変更）

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	625,000千円	※
<hr/>			
取得原価		625,000千円	※

※ 実際の取得価額は株式譲渡契約に定められた価格調整により確定いたします。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等（概算額）： 15,588千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2023年7月1日残高	255,618	185,618	1,003,538	1,189,156	159,844	159,844	△134,088	1,470,530
事業年度中の変動額								
新株の発行	133,267	133,267		133,267				266,534
剰余金の配当					△415,709	△415,709		△415,709
当期純利益					154,716	154,716		154,716
自己株式の取得							△699,300	△699,300
株式給付信託による自己株式の取得							△235,274	△235,274
株式給付信託による自己株式の処分							16,697	16,697
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								-
事業年度中の変動額合計	133,267	133,267	-	133,267	△260,992	△260,992	△917,877	△912,335
2024年6月30日残高	388,885	318,885	1,003,538	1,322,423	△101,148	△101,148	△1,051,965	558,195

	新株予約権	純資産 合計
2023年7月1日残高	-	1,470,530
事業年度中の変動額		
新株の発行		266,534
剰余金の配当		△415,709
当期純利益		154,716
自己株式の取得		△699,300
株式給付信託による自己株式の取得		△235,274
株式給付信託による自己株式の処分		16,697
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	23,171	23,171
事業年度中の変動額合計	23,171	△889,163
2024年6月30日残高	23,171	581,367

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	4～10年
-----------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 株式給付引当金

社員株式交付規程（内規）に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約による当社の収益は、子会社からの経営指導料などの業務受託料であります。子会社との契約に基づき受託した業務を提供することが当社の履行義務であり、業務提

供時点で収益を認識しております。

なお、当該履行義務に対する対価は1ヶ月後には受領しており、重大な金融要素の影響はありません。

(追加情報)

連結注記表の(追加情報)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	31,143千円
2. 債務保証	
債務保証額	2,804,128千円
関係会社の仕入債務に対する保証	
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	517,264千円
短期金銭債務	11,362千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
事務受託収入	1,012,943千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	19,967千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式	株	株	株	株
普通株式(注)	385,208	902,300	14,900	1,272,608
合計	385,208	902,300	14,900	1,272,608

(注) 当事業年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)並びに株式給付信託(ESOP)が保有する当社株式257,600株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,298 千円
賞与引当金	1,680 千円
未払労働保険料	4,164 千円
未払費用	271 千円
資産除去債務	1,764 千円
子会社株式	10,988 千円
株式給付引当金	10,649 千円
役員株式給付引当金	22,336 千円
繰延税金資産合計	53,153 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する費用	△710 千円
繰延税金負債合計	△710 千円
繰延税金資産純額	52,443 千円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1.子会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	ウイルプラス ステッカー モーター ス(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	373,417	未収入金	33,396
			社員の出向	出向料の受取(注3)	1,193,998	未収入金	136,277
			資金の援助	資金の貸付(注4)	300,000	関係会社 短期貸付金	700,000
				貸付金の回収(注4)	1,300,000		
			役員の兼務	利息の受取(注4)	5,648	前受収益	335
				債務保証(注5)	1,531,351	—	—
連結子会社	ウイルプラス スモトーレン (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	298,122	未収入金	28,314
			社員の出向	出向料の受取(注3)	926,700	未収入金	109,227
			資金の援助	資金の貸付(注4)	—	関係会社 短期貸付金	300,000
				貸付金の回収(注4)	300,000		
			役員の兼務	利息の受取(注4)	1,544	前受収益	143
				債務保証(注5)	503,265	—	—
連結子会社	ウイルプラス 帝欧オート (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	146,520	未収入金	15,518
			社員の出向	出向料の受取(注3)	474,419	未収入金	58,730
			資金の援助	資金の貸付(注4)	1,200,000	関係会社 短期貸付金	2,400,000
			役員の兼務	利息の受取(注4)	5,972		
				債務保証(注5)	344,699	—	—

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	ウイルプラスアインス(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	60,720	未収入金	5,626
			社員の出向	出向料の受取(注3)	194,059	未収入金	24,588
			資金の援助	資金の貸付(注4)	—	関係会社短期貸付金	1,300,000
				貸付金の回収(注4)	200,000	—	—
			役員の兼務	利息の受取(注4)	4,696	前受収益	622
				債務保証(注5)	20,487	—	—
連結子会社	ウイルプラスエンハンス(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	134,163	未収入金	12,450
			社員の出向	出向料の受取(注3)	478,599	未収入金	53,374
			資金の援助	資金の貸付(注4)	1,000,000	関係会社短期貸付金	900,000
				貸付金の回収(注4)	200,000	—	—
			役員の兼務	利息の受取(注4)	1,880	前受収益	431
				債務保証(注5)	404,324	—	—
連結子会社	(株)ENG	51.00	社員の出向	出向料の受取(注3)	20,959	未収入金	20,959
			資金の援助	資金の貸付(注4)	2,300,000	関係会社短期貸付金	2,300,000
			役員の兼務	利息の受取(注4)	224	前受収益	1,102

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
2. 事務受託の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費に一定の利益を加えた価格を基準として決定しております。
3. 連結子会社から当社への出向料は出向者に係る人件費相当額を基礎として決定しております。
4. 資金の貸付・借入の金利については市場金利を勘案して決定しております。
5. 仕入債務に対する保証債務であり、債務保証の期末残高を記載しております。

2.役員等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社取締役	原口識弘	(被所有)直接0.13	—	ストック・オプションの権利行使	10,260	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

61円40銭

1 株当たり当期純利益

16円02銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は222,525株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末残高は257,600株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。